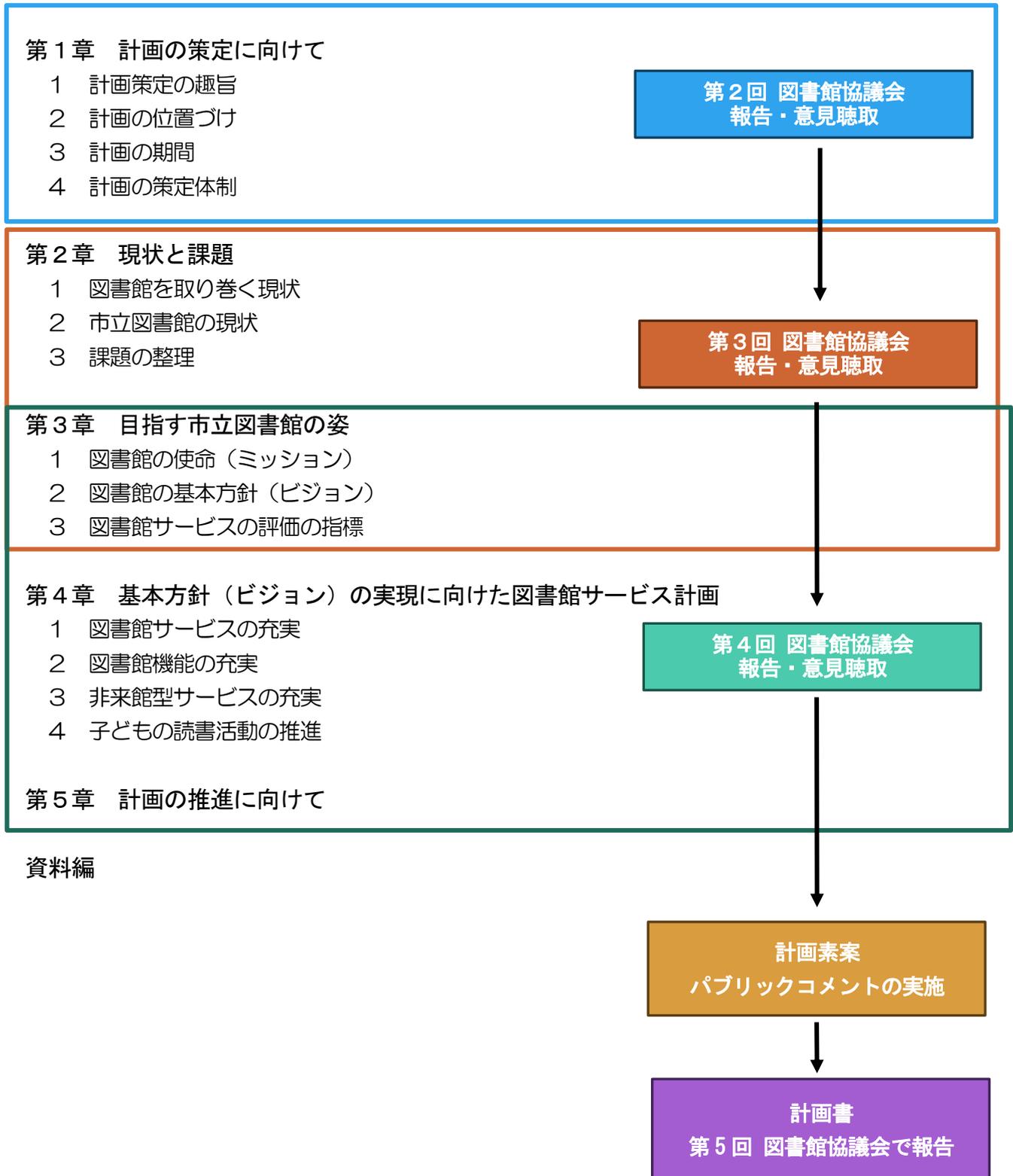


【資料3】

2023.7.28 第2回図書館協議会

## 印西市立図書館サービス計画（案）

# 印西市立図書館サービス計画（案） 目次構成案



# 第1章 計画の策定に向けて

## 1 計画策定の趣旨

「図書館法」は、平成18年の教育基本法改正を踏まえ、平成20年に改正され、第7条の2 設置及び運営上望ましい基準、第7条の3 運営の状況に関する評価等、第7条の4 運営の状況に関する情報の提供が新たな条文として加えられました。

この改正に伴い、平成24年「図書館の設置及び運営上望ましい基準」が改正され、公立図書館は、事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定するとともに、目標指標を設定し、年度ごとの事業計画を策定し公表するよう努めることとなりました。また、各年度の運営状況に関する点検・評価を行うよう努めるものとなりました。

これにより、「印西市立図書館サービス評価指標」を作成し、図書館運営の状況に関する自己及び図書館協議会の第三者による評価を行って来ました。

しかしながら、社会や生活の変化に伴い公共図書館に求められる機能に変化が生じています。

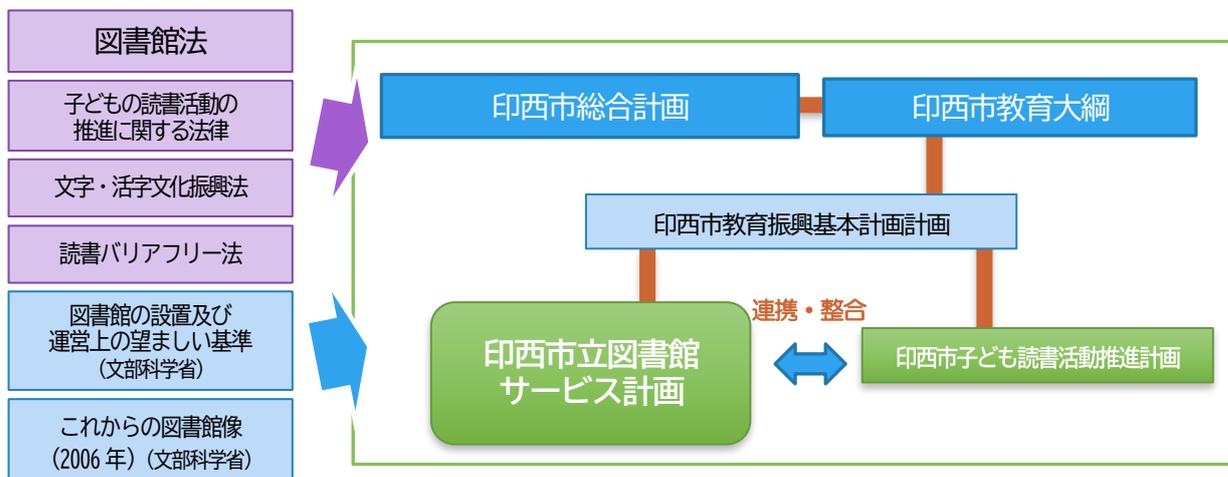
印西市立図書館は、住民のための施設であり、住民ニーズの増大や多様化に 대응していくには、図書館運営の計画を立案・作成していくことが望ましい状況です。

法的根拠や国が示す運営基準、図書館像を基に、印西市総合計画や関連する市の計画と連携し整合を図りながら、市立図書館の在り方を検討し、運営方針を定め、地域の情報拠点施設として、印西市の図書館サービスの方向を明らかにし、計画的に図書館サービスの充実を図ってまいります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「図書館法」をはじめとする図書館に関する法令を踏まえ、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で定められている運営方針及び事業計画として策定するものです。

策定にあたっては、市の最上位計画である「印西市総合計画」、市の教育に関する総合的な方針である「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」を踏まえ、「印西市子ども読書活動推進計画」と連携・整合を図るものとします。



### 3 計画の期間

計画の期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

期間中において、計画の達成状況、図書館を取り巻く社会状況の変化、上位計画の変更を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
印西市総合計画 基本構想										次期総合計画		
第1次基本計画					第2次基本計画					次期総合計画		
第2期印西市教育振興基本計画					次期教育振興基本計画							
印西市子ども読書活動推進計画（第四次）					次期子ども読書活動推進計画							
			令和6年度～令和15年度 印西市立図書館サービス計画									

### 4 計画の策定体制

「印西市立図書館サービス計画」は図書館が主体となり作成します。印西市立図書館協議会へ計画の進捗状況を報告し、意見を聴取するとともに、アンケートによる市民意向の把握とパブリックコメントによる意見聴取を行い、計画に反映します。計画は印西市教育委員会により決定します。

